

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認富山地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	1 件
厚生年金関係	1 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	4 件
厚生年金関係	4 件

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間①、②、③及び④において厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該期間の標準賞与額に係る記録を、平成17年12月20日は24万4,000円、18年8月10日は24万1,000円、同年12月20日は25万4,000円及び19年8月10日は22万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和53年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成17年12月20日
② 平成18年8月10日
③ 平成18年12月20日
④ 平成19年8月10日

申立期間において、A事業所から賞与が支給され、厚生年金保険料を控除されていたにもかかわらず、同事業所が社会保険事務所（当時）へ健康保険厚生年金保険賞与支払届を提出しなかったため、オンライン記録上、標準賞与額の記録が無いことに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

A事業所から提出された所得税源泉徴収簿兼賃金台帳及び社会保険料控除額内訳により、申立人は、平成17年12月20日、18年8月10日、同年12月20日及び19年8月10日に支給された賞与から厚生年金保険料を事業主により控除されていたことが認められる。

一方、厚生年金保険の保険給付及び保険料の特例等に関する法律に基づき標準賞与額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる賞与に係る厚生年金保険料額及び申立人の賞与額のそれぞれに見合う標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低いほうの額を認定することとなる。

したがって、当該期間の標準賞与額については、A事業所から提出された賞与に係る社会保険料控除額内訳に記載されている厚生年金保険料額から、平成17年12月20日は24万4,000円、18年8月10日は24万1,000円、同年12月20日は25万4,000円及び19年8月10日は22万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主が、社会保険事務所に対し、申立てに係る健康保険厚生年金保険賞与支払届を届け出ていると認めていることから、社会保険事務所は、申立人に係る申立期間の標準賞与額に基づく厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 30 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 53 年 4 月 1 日から同年 5 月 1 日まで
昭和 53 年 3 月に大学を卒業し、同年 4 月 1 日から 54 年 3 月 31 日までの 1 年間、A 社（現在は、B 社）に勤務した。

オンライン記録上、A 社での厚生年金保険被保険者資格取得日が昭和 53 年 5 月 1 日、資格喪失日が 54 年 4 月 1 日となっているが、53 年 5 月分から 54 年 4 月分までの給料支払明細書により、12 か月分の厚生年金保険料が控除されていることが確認できるので、申立期間について、同社で厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

B 社からの回答並びに申立人から提出された給料支払明細書及び雇用保険の記録により、申立人は、昭和 53 年 4 月 1 日から 54 年 3 月 31 日まで同社に継続して勤務し、申立期間後の昭和 53 年 5 月分から 54 年 4 月分までの給与から 12 か月分の厚生年金保険料が控除されていることが認められる。

しかし、元同僚（2 人）の証言及び申立人から提出された給料支払明細書により、申立期間当時、A 社における厚生年金保険料の控除方式は、当月控除であったものと考えられるところ、当該給料支払明細書により、申立人は、昭和 53 年 4 月分の給与から厚生年金保険料が控除されていないことが確認できる。

また、オンライン記録によると、申立人と共に昭和 53 年 4 月に A 社に入社した元同僚（14 人）の厚生年金保険被保険者資格の取得日は、いずれも申立人と同じ同年 5 月 1 日となっていることが確認できる。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和13年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和32年3月20日から35年2月29日まで
オンライン記録では、申立期間について脱退手当金を支給済みとなっているが、もらった覚えはないので、脱退手当金を受給していないことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間に係る脱退手当金は、支給額に計算上の誤りは無く、その支給日は、厚生年金保険資格喪失日から約3か月後の昭和35年5月4日となっているなど、一連の事務処理に不自然さはない。

また、申立人の脱退手当金は昭和35年5月4日に支給されているが、当時は通算年金制度創設前であり、20年以上の厚生年金保険被保険者期間が無ければ年金は受給できなかった上、申立人は、婚姻を契機に退職し、「結婚後は自営業の夫を手伝うため再就職する意思は無かったので失業保険は受給していない。」と回答しており、その後厚生年金保険への加入歴も無いことから、申立人が脱退手当金を受給することに不自然さはない。

さらに、申立人から聴取しても、脱退手当金を受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和5年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和23年11月から25年1月10日まで
② 昭和25年2月19日から26年4月1日まで
③ 昭和32年3月1日から36年4月1日まで

昭和23年11月にA社に入社し、26年3月に退職するまで勤務していたにもかかわらず、25年1月10日から同年2月19日までの期間しか厚生年金保険の記録が無いのは納得できない。

また、昭和32年3月1日から54年2月28日までB社C工場（現在は、D社）に勤務したにもかかわらず、36年4月1日より前の厚生年金保険の記録が無いのは納得できない。

申立期間について、厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①及び②について、元同僚の証言により、勤務期間は特定できないものの、申立人は、A社に勤務していたことがうかがえる。

しかし、A社は、昭和24年5月1日に厚生年金保険の適用事業所となっており、申立期間①のうち、同日前の期間において適用事業所であった記録は確認できない。

また、A社は既に解散しており、事業主とも連絡が取れない上、同僚（1人）に照会しても、申立人の勤務期間及び同社における当時の厚生年金保険の取扱いについて確認できる関連資料や証言等を得ることができない。

さらに、A社の健康保険厚生年金保険被保険者名簿（マイクロフィルム）によると、申立期間①当時において健康保険番号は順番に払い出されており、欠番も無く、既に確認されている被保険者記録（昭和25年1月10日から同年2月19日まで）のほかに、申立人の厚生年金保険被保険者資格の得喪に係る届出が行われた形跡も無い。

このほか、申立人の勤務期間及び申立期間①及び②における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

- 2 申立期間③について、元同僚の証言及び当時の写真により、入社時期を明確に特定できないものの、申立人は、B社C工場に勤務していたことがうかがえる。

しかし、当該期間について、申立人は、「正社員となる前の臨時工として勤務した期間である。」としているところ、D社は、異動台帳で申立人が昭和36年6月1日に正社員として採用されていることが確認できるが、正社員以外の人事記録は無いため、申立人の臨時工としての勤務期間は確認できないと回答している。

さらに、申立人と同様に、昭和36年6月1日にB社C工場に正社員として採用された者（3人）は、「正社員となる前に臨時工の期間があり、その期間は厚生年金保険に加入していなかった」としていることから、当時、B社C工場においては、正社員となった者を対象に厚生年金保険の被保険者とする取扱いが行われていたことがうかがわれる。

加えて、B社C工場の申立期間に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿（マイクロフィルム）によると、整理番号に欠番は無く、当該期間に申立人の氏名は記載されていない。

このほか、申立人の申立期間③における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

- 3 これらの事実及びこれまで収集した関連資料及び周辺事情を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間①、②及び③に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

富山厚生年金 事案 583 (事案 202 の再申立て)

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 23 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 49 年 6 月 21 日から 50 年 12 月 22 日まで
A 社 (現在は、B 社) に勤務していた申立期間については、平成 21 年 7 月 30 日付けで年金記録の訂正は必要ないとする通知を受け取ったが、提出した給与明細書はすべて A 社のものだと思うので、再審議をしてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間に係る申立てについては、申立人から提出された給与明細書 (昭和 49 年 7 月、8 月、12 月及び 50 年 2 月の 4 か月分) には、厚生年金保険料として 3,268 円が控除されていることが記載されているものの、i) A 社における厚生年金保険被保険者期間に係る給与明細書 (昭和 50 年 12 月、51 年 5 月及び 6 月の 3 か月分) と比較したところ、記載されている内容が異なっていることが確認できる上、同僚に聴取しても、当該給与明細書が同社から交付されたものであることが確認できないこと、ii) 雇用保険の記録でも、申立人の同社における被保険者資格取得日は昭和 50 年 12 月 22 日とされている上、同僚に聴取しても、申立人の申立期間における同社での勤務実態を確認できないこと等から、申立人は同年 12 月 22 日から厚生年金保険被保険者資格を取得したものと推認されるとして、既に当委員会の決定に基づき、平成 21 年 7 月 30 日付けで年金記録の訂正は必要ないとする通知が行われている。

これに対し、申立人は、「申立期間に係る給与明細書を発行した事業所は A 社である。」と主張し、再度申し立てているが、当該主張のみでは、当初の決定を変更すべき新たな事情とは認められない。

また、申立人は、当時の明確な記憶も無いことから、当該給与明細書が同社から交付されたものであることがうかがえない上、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情等を収集することができない。

そのほかに委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情は見当たらないことから、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。